



三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.258 2019年4月・5月号



“働く人の「時間を大切にする三重県」宣言”

平成31年3月6日、「36協定の日」に、連合三重と三重県経営者協会、三重県、三重労働局が、平成31年4月の働き方改革関連法の施行を控え、連携してワーク・ライフ・バランスの推進にさらに取り組む決意を表明することで、三重県にかかわるすべての人が生き活きと働き、暮らすことのできる地域づくりに向け気運を醸成するため、「働く人の『時間を大切にする三重県』宣言」を行いました。

CONTENTS

- 1 VOL.258 2019年4月・5月号 (表紙) (PDF: 263KB)
- 2 「こちら労働相談室です」
～ひとりで悩んでないで、まずはこちらへご相談を！～ (PDF: 147KB)
- 3 平成30年三重県労働委員会活動状況 (PDF: 152KB)
- 4 三重労働局からのお知らせ
事業主の皆様、パートタイム労働者・有期雇用労働者の皆さま
パートタイム・有期雇用労働法が施行されます (PDF: 1,442KB)
- 5 三重産業保健総合支援センターからのご案内 (PDF: 447KB)

* 「三重の労働2019年4月・5月号」全ページを一括ダウンロードする

(PDF: 2,370KB)